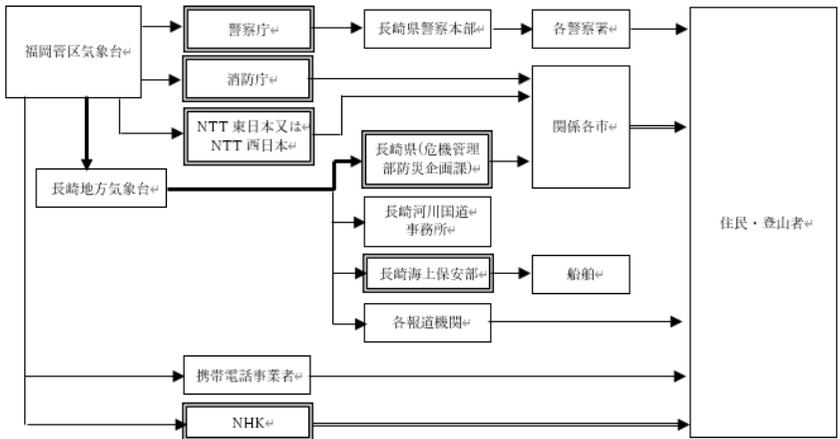
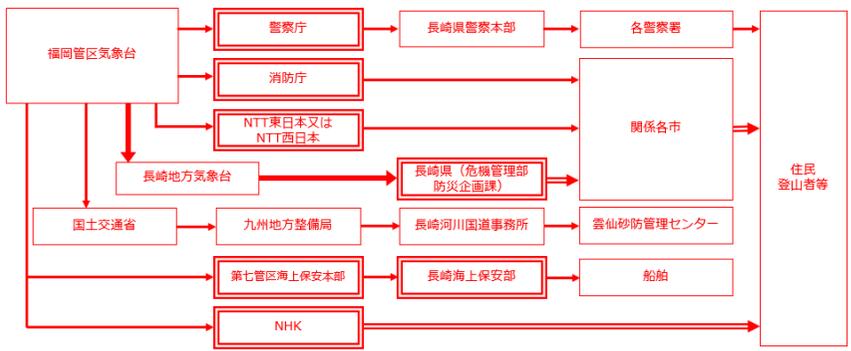


修正事項：気象台による「噴火に関する特別警報の緊急速報メール」の配信終了に伴う、伝達系統図の変更

ページ	現 行 計 画	修 正 計 画 (案)
5	<p><b>第 1 章 総則</b> <b>第 6 節 情報の収集・伝達</b></p> <p>図 2 雲仙岳に関する噴火予報・警報の伝達系統</p>  <p>注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第 8 条第 1 号及び第 9 条の規定に基づく法定伝達先<sup>㊦</sup>  注) 二重線の経路は、気象業務法第 15 条の 2 によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路<sup>㊦</sup>  注) 太線及び二重線の経路は、火山現象警報、火山現象特別警報、火山の状況に関する解説情報（臨時の発表であることを明記したものに限り。）及び噴火速報が発表された際に、活動火山対策特別措置法第 12 条によって、通報又は要請等が義務付けられている伝達経路<sup>㊦</sup>  ※ 緊急速報メールは、噴火に関する特別警報が対象市町に初めて発表されたときに、携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される<sup>㊦</sup></p>	<p><b>第 1 章 総則</b> <b>第 6 節 情報の収集・伝達</b></p> <p>図 2 雲仙岳に関する噴火予報・警報の伝達系統 <u>(差し替え)</u></p>  <p>(注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第 8 条第 1 号及び第 9 条の規定に基づく法定伝達先  (注) 二重線の経路は、気象業務法第 15 条の 2 によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路  (注) 太線及び二重線の経路は、火山現象警報、火山現象特別警報、火山の状況に関する解説情報（臨時の発表であることを明記したものに限り。）及び噴火速報が発表された際に、活動火山対策特別措置法第 12 条によって、通報又は要請等が義務付けられている伝達経路</p>